

関東学院大学図書館資料収集・管理規程

(平成10年7月23日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、関東学院大学図書館（以下「図書館」という。）に所蔵する資料の収集及びその管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において収集とは、資料の購入、受贈、移管、交換等による資料の調達をいい、管理とは、資料の受入、登録、整理、排架、保管、蔵書点検、除籍（関東学院資産管理規程（以下「資産管理規程」という。）第3条第2号に規定する除却をいう。以下同じ。）及び廃棄をいう。

(責任者)

第3条 資料の収集及び管理の責任者は、図書館長とする。

(資料の範囲)

第4条 図書館は次の各号に掲げる資料を収集し、及び管理するものとする。

- (1) 固定資産資料 図書（次号に該当するものを除く。）、逐次刊行物、視聴覚資料、電磁的方法により提供される学術情報、その他図書館長が固定資産資料として決定したもの
- (2) 消耗品資料 長期保存を必要としない資料、資料の形状から長期保存に適さない資料、その他図書館長が消耗品資料として決定したもの

(購入)

第5条 資料の購入は、選択、発注、検収によって行う。

(選択)

第6条 図書館が収集する資料の選択は、次の各号の者による。

- (1) 図書館長
- (2) 専任教員
- (3) 図書館職員
- (4) その他、図書館長が認める者

(発注)

第7条 資料の発注は、図書館が行う。

(検収)

第8条 購入資料の受入に際しては、発注書に基づいて、現品と納品書及び請求書との照合を行い、検収しなければならない。

(受贈)

第9条 寄贈の申出があった場合は、事前に現物の調査を実施するか又は内容リストの提出を求めて、資産管理規程第14条に基づき、受入の可否を決定する。

2 寄贈の申出を受けた資料のうち、次の各号の場合は受入れない。

- (1) 必要な場合を除き、重複している資料
- (2) 全集、叢書類及び雑誌等で極端に不揃いな資料
- (3) 破損、汚損の著しい資料

3 受入れた資料であっても不必要なものは、学内外の他の機関へ引取を依頼する。引取のないものは、廃棄する。

4 寄贈を受けた場合、必要に応じて受領書又は礼状を発送する。

5 個人文庫としての受入の可否については、別に定める。

(登録)

第10条 固定資産資料は、資産管理規程第4条、第8条及び第13条の規定に基づき、所定の蔵書印を押し、登録番号を付して図書台帳（図書原簿）に登録しなければならない。ただし、資料の形状から押印できないものは蔵書印を省略できる。

2 消耗品資料は、資料番号を付して所定の受入印を押し、消耗品資料受入簿に記録する。

3 受贈、移管又は交換によって取得した資料についても本条第1項及び第2項と同様の取扱いとする。

4 資料の価額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 購入した資料は、購入価格
- (2) 受贈、移管又は交換によって取得した資料は、定価もしくはその評価額

(整理)

第11条 前条により登録又は記録された資料は、所定の手続に基づいて整理する。

(排架等)

第12条 前条により整理された資料は、所定の基準により排架する。この場合において、電磁的方法により提供される学術情報にあっては、ホームページへ配置するものとする。

(蔵書点検)

第13条 蔵書点検は定期的又は必要に応じて行う。

(除籍)

第14条 固定資産資料のうち、次の各号に該当するものは、資産管理規程第15条に基づくほか経理課管財係と協議の上、除籍することができる。

- (1) 蔵書点検により、不明が確認された資料。ただし、確認後3年を経過したもの
- (2) 火災、その他天災等で亡失した資料
- (3) 貸し出した資料で回収不能になった資料
- (4) 破損、汚損が甚だしく、補修不能になった資料
- (5) 必要冊数以上の重複資料があり、保存不要と認められる資料
- (6) 科学研究費補助金により購入し寄贈された資料で、当該研究継続中の寄贈者から大学を移籍する際に返還の要請があった資料
- (7) その他、図書館長が大学図書委員会に諮って除籍を決定した資料

2 除籍する資料は、除籍台帳に所定の事項を記録し、蔵書印の脇に除籍印を押すものとする。

第15条 消耗品資料は、受入れ後2年を経た場合は、原則として処分することができる。

(廃棄)

第16条 第14条及び第15条の規定により除籍した資料は廃棄する。

2 廃棄は、寄贈、交換、売却又は業者委託処分等による。

3 売却により得た代金は、本学院所定の経理処理により、大学経常部雑収入として入金する。

(細則又は内規)

第17条 この規程の運用に関し必要な事項は、細則又は内規により定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、学部長会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月16日に改正し、平成21年4月1日に遡り施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、2015年3月19日に改正し、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月14日から改正施行する。

附 則

この規程は、2024年4月4日から改正施行する。